

高速自動車国道道路台帳

整理番号	107	図面对照番号				
道路の種類	一般国道		路線名	西九州自動車道(佐世保道路)	道路管理者	国土交通大臣
路線の指定(認定)年月日	佐世保みなとIC～佐世保大塔IC＝H9.3.31 佐世保中央IC～佐世保みなとIC＝H18.3.31		指定(認定)の該当条項	道路法第5条		
起点	長崎県北松浦郡佐々町		主要な経過地	—		
終点	佐世保市					

事業許可の概要

事業者	西日本高速道路株式会社		根拠条項	道路整備特別措置法第3条
区間	長崎県北松浦郡佐々町沖田免	から	料金徴収期間	令和54年3月22日
	長崎県佐世保市大塔町	まで		
路線の延長	7,800メートル			

供用中区間の概要

路線の延長の内訳（供用中）	供用されている区間の延長		延長		7,800		メートル		供用開始の区間及び年月日														
			重複延長				メートル																
	供用されていない区間の延長						メートル			佐世保中央IC～佐世保みなとIC＝H22.3.20、佐世保みなとIC～佐世保大塔IC＝H10.4.17													
	延長の内訳		道路			トンネル			橋			渡船施設											
			3,200メートル			個数	延長		900	メートル	種類		個数	延長		渡船場		渡船					
											永久橋	4		3,700メートル		個数	延長	メートル	メートル	船数	運行距離		
														木橋								メートル	
														混合橋								メートル	
			計		4		3,700メートル																
			車道の幅員 路面の種類		9. 0m以上			5. 5m以上9. 0m未満			4. 0m以上5. 5m未満			4. 0m未満									
			舗装道		メートル			4,900			メートル			メートル									
砂利道			メートル			メートル			メートル			メートル											
計			メートル			4,900			メートル			メートル											
自動車交通不能 区間の延長		メートル			鉄道又は新設軌道との交差			交差の方法			個数												
機構所有地		国有地		地方公共 団体所有地				民地		計		立体交差		跨道		3							
0		247,279			0		247,279		平面交差			該当なし											

最小車道幅員		箇所		最小曲線半径		箇所		最急縦断勾配		箇所	
3.5		全線		400		26.388～26.46、26.396～26.715、26.714～27.501、28.793～28.990		3.9		23.128～23.208	

(裏面)

道路と効用を兼ねる主要な他の工作物の概要			
道路一体建物の概要			
軌道その他主要な占用物件の概要			
電気関係	0箇所	広場、公園	1箇所
ガス関係	0箇所	駐車場	0箇所
通信関係	0箇所	通路	0箇所
水道関係	0箇所	事務所等建物	0箇所
		その他	0箇所
その他特記すべき事項			
調整(改訂)の年月日			
令和5年12月1日……調製			
令和7年4月30日……改訂			

(様式 2) 実延長調書

[illegible]

(様式 3) トンネル調書

[illegible]

(様式 5) 鉄道等との交差調書

[illegible]